

「ＯＴＣ類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた中間とりまとめ」に関する
意見公募の実施について

令和 8 年 8 月 6 日
厚生労働省保険局医療課

厚生労働省では、医療保険制度の持続可能性を確保する観点等から、令和9年3月より、要指導医薬品又は一般用医薬品（ＯＴＣ医薬品）と成分・投与経路が同一で、一日最大用量が異なる医療用医薬品（77 成分約 1100 品目）の保険給付を受ける場合は、当該医療用医薬品の薬剤費の4分の1を追加で負担いただく新たな仕組み（一部保険外療養）を施行することとしています。

この新たな仕組みでは、「こども、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、低所得者、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等」については、追加の負担の対象とはしないこととしており、追加の負担の対象外とする患者等の具体的な範囲等について、医学・薬学等の有識者から構成される「ＯＴＣ類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた技術的検討会」において検討を行い、本年8月6日に「中間とりまとめ」を策定しました。

つきましては、本件に関し、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、意見募集を実施いたします。御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

《意見公募要領》

1. 意見募集の対象

「ＯＴＣ類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた中間とりまとめ」について

2. 意見募集期間

令和8年8月6日（木） ～ 令和8年8月 20 日（木）

3. 意見送付方法

「e-Gov パブリックコメント：案件一覧」画面にて本案件を選択（クリック）し、意見入力フォームより提出してください。

4. 意見の取扱い等

個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。

お寄せいただいた御意見について、担当部局において検討し、本件に反映させることがありますが、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。